

議案第16号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表1の項中「（法）」の次に「第87条の4又は」を加え、「2の表に定める金額」を「2の1の表に定める金額（申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するかどうかを審査するときは、建築物ごとに、2の2の表に定める金額を加算した金額）」に改め、同表2の項中「（法）」の次に「第87条の4又は」を加え、同表中16の項を17の項とし、4の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表3の項中「（法）」の次に「第87条の4又は」を加え、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---------------------------------|----------|
| 4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 | 120,000円 |
|---|---------------------------------|----------|

別表第3の2を次のように改める。

2の1 確認申請又は計画通知の手数料

(1) 建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下同じ。）する場合を除く。）

| 床面積の合計 | 金額 |
|------------------------------|----------|
| 30平方メートル以内のもの | 12,000円 |
| 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 27,000円 |
| 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 63,000円 |
| 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 110,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以 | 160,000円 |

| | |
|----------------------------------|----------|
| 内のもの | |
| 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 239,000円 |
| 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 352,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 630,000円 |

(2) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

| | |
|--------|---|
| 手数料の金額 | 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について、（1）の表により算出した額 |
|--------|---|

(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（（4）の表に掲げる場合を除く。）

| | |
|--------|--|
| 手数料の金額 | 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、（1）の表により算出した額 |
|--------|--|

(4) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合

| | |
|--------|---|
| 手数料の金額 | 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、（1）の表により算出した額 |
|--------|---|

(5) 建築設備を設置する場合（（6）の表に掲げる場合を除く。）

| 区分 | 金額 |
|-----------------|---------|
| 小荷物専用昇降機以外の建築設備 | 23,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | 8,000円 |

(6) 確認又は通知を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

| 区分 | 金額 |
|-----------------|---------|
| 小荷物専用昇降機以外の建築設備 | 10,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | 5,000円 |

(7) 工作物の場合

| 区分 | 金額 |
|----------------------------------|---------|
| 工作物を築造する場合 | 17,000円 |
| 確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 | 7,000円 |

別表第3の2の1の次に次の1表を加える。

2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料

| 区分 | 床面積の合計 | 金額 |
|---------|-----------------|---------|
| 一戸建ての住宅 | 200平方メートル以内のもの | 15,000円 |
| | 200平方メートルを超えるもの | 16,000円 |
| 共同住宅等 | 300平方メートル以内のもの | 27,000円 |

| | | |
|--|--------------------------------|---------|
| | 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 42,000円 |
| | 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 66,000円 |
| | 5,000平方メートルを超えるもの | 85,000円 |
| 備考 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 | | |

別表第3の3を次のように改める。

3 完了検査申請又は完了通知の手数料

- (1) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合
（移転した場合を除く。）

| 床面積の合計 | 金額 |
|----------------------------------|----------|
| 30平方メートル以内のもの | 29,000円 |
| 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 35,000円 |
| 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 58,000円 |
| 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 82,000円 |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 88,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 97,000円 |
| 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 177,000円 |
| 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 252,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 464,000円 |

- (2) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合
（移転した場合を除く。）

| 床面積の合計 | 金額 |
|----------------------------------|----------|
| 30平方メートル以内のもの | 28,000円 |
| 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 34,000円 |
| 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 56,000円 |
| 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 79,000円 |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 84,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 91,000円 |
| 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 169,000円 |
| 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | 245,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 458,000円 |

- (3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

| | |
|--------|--|
| 手数料の金額 | 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、(1)の表により算出した額 |
|--------|--|

(4) 建築設備を設置した場合

| 区分 | 金額 |
|-----------------|---------|
| 小荷物専用昇降機以外の建築設備 | 41,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | 24,000円 |

(5) 工作物の場合

| 区分 | 金額 |
|-----|---------|
| 工作物 | 29,000円 |

別表第3の4の表中「17,000円」を「26,000円」に、「21,000円」を「32,000円」に、「33,000円」を「50,000円」に、「47,000円」を「71,000円」に、「62,000円」を「77,000円」に、「84,000円」を「86,000円」に、「143,000円」を「148,000円」に、「204,000円」を「211,000円」に、「391,000円」を「404,000円」に改める。

別表第6の1の表1の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同表2の項及び3の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同表4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表5の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表の6の項を削る。

別表第6の2を次のように改める。

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1) 住宅の場合

| 区分 | 1件当たりの手数料の金額 | |
|----|--|--------|
| | 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定す | その他の場合 |
| | | |

| | | | | | |
|---------|-----------------------------|----------------------|--------------------|--|----------|
| | | | | る他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合 | |
| 一戸建ての住宅 | | | | 5,000円 | 36,000円 |
| 共同住宅等 | 住戸部分 | 総戸数が1戸のもの | 5,000円 | | 36,000円 |
| | | 総戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 10,000円 | | 74,000円 |
| | | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの | 17,000円 | | 104,000円 |
| | | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの | 28,000円 | | 147,000円 |
| | | 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの | 48,000円 | | 211,000円 |
| | | 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの | 86,000円 | | 303,000円 |
| | | 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 137,000円 | | 411,000円 |
| | | 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 173,000円 | | 539,000円 |
| | | 総戸数が300戸を超えるもの | 185,000円 | | 633,000円 |
| | | 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの | 10,000円 | |
| | 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル | | 18,000円 | | 155,000円 |

| | | | |
|--|--|----------|----------|
| | 以内のもの | | |
| | 床面積が 1,000平方メートルを 超え2,000 平方メートル 以内のもの | 28,000円 | 194,000円 |
| | 床面積が 2,000平方メートルを 超え5,000 平方メートル 以内のもの | 86,000円 | 303,000円 |
| | 床面積が 5,000平方メートルを 超え10,000 平方メートル 以内のもの | 137,000円 | 389,000円 |
| | 床面積が 10,000平方メートルを 超え25,000 平方メートル 以内のもの | 173,000円 | 465,000円 |
| | 床面積が 25,000平方メートル を超えるもの | 217,000円 | 541,000円 |

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

| | | |
|----------|--------------|--------|
| 建築物エネルギー | 1件当たりの手数料の金額 | |
| 消費性能適合性判 | 建築物エネルギー | その他の場合 |

| 定を行う建築物の床面積の区分 | 一消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合 | 建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合 | 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 | |
|----------------------------------|---|--|---|--------------------------|
| | | | 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 | 左記以外の評価方法により評価されたものである場合 |
| 300平方メートル以内のもの | 10,000円 | 21,000円 | 98,000円 | 256,000円 |
| 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 18,000円 | 29,000円 | 124,000円 | 321,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 28,000円 | 42,000円 | 164,000円 | 415,000円 |
| 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 86,000円 | 107,000円 | 266,000円 | 592,000円 |
| 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 137,000円 | 161,000円 | 348,000円 | 730,000円 |
| 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 173,000円 | 200,000円 | 418,000円 | 862,000円 |

| | | | | |
|--|----------|----------|----------|----------|
| の | | | | |
| 25,000平方メートルを超えるもの | 217,000円 | 249,000円 | 490,000円 | 984,000円 |
| 備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。 (1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額 (2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額 (3) (1) 又は (2) に規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額 | | | | |

(3) 複合建築物の場合

| |
|--|
| 1件当たりの手数料の金額 |
| 住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額 |
| 備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。 |

別表第6の3を次のとおり改める。

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

(1) 住宅の場合

| 区分 | 1件当たりの手数料の金額 | |
|----|--|--------|
| | 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性 | その他の場合 |

| | | | | | |
|---------|------|----------------------------------|----------|--|----------|
| | | | | 能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合 | |
| 一戸建ての住宅 | | | 3,000円 | | 18,000円 |
| 共同住宅等 | 住戸部分 | 総戸数が1戸のもの | 3,000円 | | 18,000円 |
| | | 総戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 6,000円 | | 38,000円 |
| | | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの | 10,000円 | | 54,000円 |
| | | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの | 17,000円 | | 76,000円 |
| | | 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの | 29,000円 | | 110,000円 |
| | | 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの | 52,000円 | | 160,000円 |
| | | 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 82,000円 | | 219,000円 |
| | | 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 104,000円 | | 287,000円 |
| | | 総戸数が300戸を超えるもの | 111,000円 | | 335,000円 |
| | 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの | 6,000円 | | 59,000円 |
| | | 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 11,000円 | | 79,000円 |
| | | 床面積が1,000平 | 17,000円 | | 100,000円 |

| | | | |
|--|--|----------|----------|
| | 方メートルを 超え2,000 平方メートル 以内のもの | | |
| | 床面積が 2,000平方 メートルを 超え5,000 平方メートル 以内のもの | 52,000円 | 160,000円 |
| | 床面積が 5,000平方 メートルを 超え10,000 平方メートル 以内のもの | 82,000円 | 208,000円 |
| | 床面積が 10,000 平方メートル を超え25,000 平方メートル 以内のもの | 104,000円 | 249,000円 |
| | 床面積が 25,000 平方メートル を超えるもの | 130,000円 | 292,000円 |

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

| | | | |
|--|--|----------------------------|---------------------------------------|
| 建築物エネルギー 消費性能適合性判 定を行う建築物の 床面積の区分 | 1件当たりの手数料の金額 | | |
| | 建築物エネルギー 消費性能向上 計画に建築物の エネルギー消費 | その他の場合 | |
| | | 建築物の非住 宅部分の用途 が工場等（工 | 建築物の非住宅部分の用途が工 場等以外である場合 判定に係る建 |

| | 性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合 | 場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合 | 築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 | 価方法により評価されたものである場合 |
|----------------------------------|--|--------------------------------------|---|--------------------|
| 300平方メートル以内のもの | 6,000円 | 11,000円 | 50,000円 | 129,000円 |
| 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 11,000円 | 16,000円 | 64,000円 | 162,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 17,000円 | 24,000円 | 85,000円 | 210,000円 |
| 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 52,000円 | 62,000円 | 142,000円 | 305,000円 |
| 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 82,000円 | 95,000円 | 188,000円 | 379,000円 |
| 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 104,000円 | 118,000円 | 227,000円 | 449,000円 |

| | | | | |
|--|----------|----------|----------|----------|
| の | | | | |
| 25,000平方メートルを超えるもの | 130,000円 | 147,000円 | 268,000円 | 514,000円 |
| 備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。 | | | | |
| (1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額 | | | | |
| (2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額 | | | | |
| (3) ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額 | | | | |

(3) 複合建築物の場合

| | |
|--|--|
| 1件当たりの手数料の金額 | |
| 住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額 | |
| 備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。 | |

別表第6の4を次のように改める。

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

(1) 住宅の場合

| 区分 | | 1件当たりの手数料の金額 | |
|----------------|------|----------------------|----------|
| 一戸建ての住宅 | | 9,000円 | |
| 共同住宅等 | 住戸部分 | 総戸数が1戸のもの | 9,000円 |
| | | 総戸数が1戸を超え5戸以下のもの | 19,000円 |
| | | 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの | 27,000円 |
| | | 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの | 38,000円 |
| | | 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの | 55,000円 |
| | | 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの | 80,000円 |
| | | 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの | 109,000円 |
| | | 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの | 143,000円 |
| 総戸数が300戸を超えるもの | | 167,000円 | |

| | | |
|---|--------------------------------------|----------|
| 共用部分 | 床面積が300平方メートル以内のもの | 29,000円 |
| | 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 39,000円 |
| | 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| | 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 80,000円 |
| | 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 104,000円 |
| | 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 124,000円 |
| | 床面積が25,000平方メートルを超えるもの | 146,000円 |
| 備考 | | |
| <p>1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。</p> <p>3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額</p> <p>(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額</p> | | |

(2) 非住宅建築物の場合

| 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分 | 1件当たりの手数料の金額 | | |
|--------------------------------|--|-------------------------|---|
| | 建築物の非住宅部分の用途が工場等(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合 | 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 | 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合 |
| 300平方メートル以内のもの | 5,000円 | 25,000円 | 64,000円 |

| | | | |
|--|---------|----------|----------|
| 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 8,000円 | 32,000円 | 81,000円 |
| 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 12,000円 | 42,000円 | 105,000円 |
| 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 31,000円 | 71,000円 | 152,000円 |
| 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 47,000円 | 94,000円 | 189,000円 |
| 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 59,000円 | 113,000円 | 224,000円 |
| 25,000平方メートルを超えるもの | 73,000円 | 134,000円 | 257,000円 |
| 備考 | | | |
| <p>1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。</p> <p>2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。</p> <p>3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。</p> | | | |

(3) 複合建築物の場合

| |
|--|
| 1件当たりの手数料の金額 |
| 住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額 |
| 備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。 |

別表第6の5の(1)の表及び別表第6の5の(2)の表中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」

に改め、別表第6の5の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

| 1 棟当たりの手数料の金額 |
|--|
| 住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額 |
| 備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。 |

別表第6の6の(1)の表及び別表第6の6の(2)の表中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、別表第6の6の(3)の表を次のように改める。

(3) 複合建築物の場合

| 1 棟当たりの手数料の金額 |
|--|
| 住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額 |
| 備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。 |

別表第6の7を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。